

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 37 号
2 0 1 4 年 2 月 7 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

時系列等報告書の「改ざん強要」に関する緊急申し入れ

1月から2月にかけての名古屋地方はJR東海新幹線関西支社内でも一段と寒い。まして朝方・日の出間近の時間は寒さがピークに達する時間帯である。これらの事柄については、名古屋車両所における「寒冷地対策」等の「申」に基づいて1月20日に業務委員会で議論したばかりでもある。このような現実の中において名古屋車両所で働く全ての社員は日々車両の安全を担保するために大変な努力を行って業務を遂行している。この業務遂行にあたっては多くの集中力を必要とするもので、大変厳しい寒さの中で集中力を切らさないために身体を温める必要が生じるのは当然のことである。前記の様な条件下であるにも関わらず、JR東海労新幹線関西地方本部名古屋車両所分会の『雄叫び』第116号（2014年2月1日発行）で明らかにされた会社・管理者による『時系列等報告書』の改ざん強要は、会社に都合の良いように事実をねじ曲げ、あたかも社員が非違行為を行ったように貶めるためのものであり到底看過できない内容である。

よって、以下のとおり申し入れるので、労使協議の場を緊急に設定すること。

記

1. 『雄叫び』第116号に書かれている、1月25日に行った事情聴取に至る経過を時系列で明らかにすること。
2. 会社は勤務時間中の詰所等での、業務に支障のない範囲での飲食についてどのように考えているのか明らかにすること。
3. 現場で働いている社員の、日々の勤務中における健康維持・管理を会社はどのように考えているのか明らかにすること。
4. 今回の事象と同様の事象について、他労組組合員に対しては注意程度にとどめ、今回の様にJR東海労組合員に対しては「事情聴取」並びに『時系列等報告書』の作成、更に『時系列等報告書』の改ざんまで強要している。これはJR東海労に所属する組合員故の会社対応と考えるが、会社の考えを明らかにすること。

5. 『雄叫び』第116号で明らかになった『時系列等報告書』の改ざんを強要した管理者を会社はどう評価しているのか明らかにすること。
6. 今回、事情聴取を行った社員に対して謝罪すると共に、『時系列等報告書』を返却すること。
7. 二度と同様の「事情聴取」並びに『時系列等報告書』の作成、更に『時系列等報告書』の改ざんの強要等による「社員の非違行為等」のでっち上げを行わないこと。

以上